

9月8日の大雨による名古屋市における被災者支援に関する各種制度一覧

【経済的な支援】

制度名称	制度の概要	受付窓口												
災害弔慰金の贈呈	災害により死亡された方のご遺族に対して、名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき弔慰金を贈呈します。 250万円(生計維持者の場合500万円)	区役所(総務課)												
災害障害見舞金の贈呈	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた場合、名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を贈呈します。 125万円(生計維持者の場合250万円)	区役所(総務課)												
災害見舞金の贈呈	居住する住家に床上浸水以上の被害にあわれた方に災害見舞金を贈呈します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(単身世帯)</th><th>(2人以上世帯)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・全壊</td><td>70,000円</td><td>90,000円</td></tr> <tr> <td>・半壊</td><td>50,000円</td><td>70,000円</td></tr> <tr> <td>・床上浸水</td><td>30,000円</td><td>50,000円</td></tr> </tbody> </table>		(単身世帯)	(2人以上世帯)	・全壊	70,000円	90,000円	・半壊	50,000円	70,000円	・床上浸水	30,000円	50,000円	区役所(総務課)
	(単身世帯)	(2人以上世帯)												
・全壊	70,000円	90,000円												
・半壊	50,000円	70,000円												
・床上浸水	30,000円	50,000円												
災害援護資金の貸付	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。 ・住居の滅失350万円 ・全壊250万円 ・半壊170万円 ・家財の1/3以上の被害150万円 ・利率 無利子(保証人がない場合は年1%(据置期間は無利子)) ・償還期間 10年以内 ただし、世帯主の負傷がある場合は、別の額となります。また、所得制限があります。	区役所(民生子ども課)												
被災者生活再建支援金の支給(被災者生活再建支援法)	一定の被害規模を上回る自然災害によりその居住する住家が全壊またはそれに準ずる被害を受けた場合に支援金を支給します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(単身世帯)</th><th>(2人以上世帯)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・全壊、半壊解体・敷地被害解体、長期避難</td><td>750,000円</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr> <td>・大規模半壊</td><td>375,000円</td><td>500,000円</td></tr> </tbody> </table> ※住家の再建方法に応じて加算支援金有		(単身世帯)	(2人以上世帯)	・全壊、半壊解体・敷地被害解体、長期避難	750,000円	1,000,000円	・大規模半壊	375,000円	500,000円	区役所(総務課)			
	(単身世帯)	(2人以上世帯)												
・全壊、半壊解体・敷地被害解体、長期避難	750,000円	1,000,000円												
・大規模半壊	375,000円	500,000円												

【経済的な支援】

制度名称	制度の概要	受付窓口
生活福祉資金の貸付 (福祉費)	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、災害や風水害等の災害で住居や家財が被害を受けた場合、住宅の復旧や家財道具の購入に要する経費を貸し付けます。 ・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要な経費) ※災害援護資金が適用されない場合は申請可 ・貸付上限額の目安 150万円 ・対象:低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯に限る。) ・利率 連帯保証人あり:無利子 連帯保証人なし:年1.5%(据置期間は無利子) ・償還期間 7年以内(据置期間6月以内) ※罹災(被災)証明の他必要書類があります。 ※貸付申請には各種要件があります。	区社会福祉協議会
生活福祉資金の貸付 (緊急小口資金)	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、災害により生活費が必要な場合、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。 ・貸付金 10万円以内 ・対象:低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯に限る。) ・利率 無利子 ・償還期間 12月以内(据置期間2月以内) ※罹災(被災)証明の他必要書類があります。 ※貸付申請には各種要件があります。	区社会福祉協議会
特別障害者手当等の所得制限の特例	住宅、家財等につきその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の取扱いについて特例措置を講じます。	区役所(福祉課) 支所(区民福祉課)
児童扶養手当の所得制限の特例	児童扶養手当が一部支給停止又は全部支給停止の方、これから認定請求をする方(扶養義務者含)で、住宅、家財等につきその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の取扱いについて特例措置を講じます。	区役所(民生子ども課) 支所(区民福祉課)
市内中小企業向け特別相談窓口の設置	令和8年9月8日の大雨に伴う災害の影響を受ける市内中小企業を支援するため、特別相談窓口を設置しています。	【相談窓口】 経済局産業労働部中小企業振興課(金融相談) ☎735-2100 名古屋市信用保証協会 (金融相談・信用保証に関すること) ☎212-3011 公益財団法人名古屋市 小規模事業金融公社(金融相談) ☎735-2123 公益財団法人名古屋産業振興公社名古屋市 新事業支援センター(経営相談等) ☎735-0808

【経済的な支援】

制度名称	制度の概要	受付窓口
中小企業関係融資 「経営安定資金」 (災害復旧資金)	名古屋市信用保証協会の信用保証を付けて、各取扱金融機関から融資を受ける制度です。 対 象 者:市内で事業を営んでいる中小企業者で、自然災害等により被害を受けていること 限 度 額:2億8,000万円 資金使途:災害復旧に必要な設備資金・運転資金 融資期間:10年以内 融資利率:融資期間により異なる	所管局:経済局中小企業振興課 ☎735-2100 受付窓口:取扱金融機関
農林漁業関係融資	被害を受けた農林漁業者又はその団体に対し、資金(農業関係)を融資を行う制度です。	日本政策金融公庫名古屋支店 農林水産事業
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水による喪失もしくは損傷等の被害により、学用品を失い、又は損傷して就学に支障のある市立小・中・高等・特別支援学校の児童生徒に対して、文房具、通学用品を給与します。	各学校
教科書の給与	災害により滅失又はき損した市立小・中・高等・特別支援学校用の教科書を給与します。	各学校
未来まなび応援金(就学援助)	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水による喪失もしくは損傷等の被害を受け、かつ学用品・給食費等の費用の負担にお困りの市立小中学校の児童生徒に対して就学援助を実施します(所得要件あり)。	教育委員会事務局学事課
高等教育の修学支援新制度	災害等の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査を行い、日本学生支援機構が示す所得要件等を満たした方を対象に、給付型奨学金と授業料等減免による支援を行います。	(入学金)市立大学学生課(入試担当) (授業料)市立大学学生課(学生支援担当)
名古屋市入学支援金	住家の全壊、流出、床上浸水、全焼又はこれに準ずる被害を受け、その年度の保護者等の年収見込額が市町村民税所得割額非課税相当である場合に、高等学校等入学時に必要となる学資として、入学支援金を支給します。	教育委員会事務局学事課

【各種減免等】

制度名称	制度の概要	受付窓口
個人市民税・県民税・森林環境税の減免	床上浸水などにより、住宅又は家財について損害を受けた方で、原則として災害を受けた日の属する年度において、税額算定の根拠となった合計所得金額が1,000万円以下の方を対象として、普通徴収の方は被災日以後に到来する納期限にかかる納付額、給与からの特別徴収の方は被災日の翌々月以降の月割額、公的年金からの特別徴収の方は被災日の属する月以降の支払回数割額について、その損害の程度に応じて1割2分5厘～10割の減免を受けることができます。	市税事務所市民税課 市税事務所、区役所及び支所の税務窓口
事業所税の減免	災害により被害を受け、事業を行うことができなかった施設に係る事業所税の資産割額について、その期間に応じた減免を受けることができます。	栄市税事務所法人課税課 市税事務所、区役所及び支所の税務窓口
固定資産税の減免 都市計画税の減免	床上浸水などにより被害を受けた家屋などに係る固定資産税・都市計画税については、原則として災害を受けた日の属する年度において、災害の日以後に到来する納期限に係るすべての納期の納付額について、損害の割合(罹災(りさい)証明書又は被災証明書が発行されている家屋の場合は証明書の判定による)に応じて4割～10割の減免を受けることができます。	(家屋)市税事務所固定資産税課 (償却資産)金山市税事務所償却資産課税課 市税事務所、区役所及び支所の税務窓口
市税の徴収猶予	災害を受けたことによって市税を一時に納付することができないと認められる場合に、納税者の申請に基づき、納税が猶予される制度です。	市税事務所徴収課 市税事務所、区役所及び支所の税務窓口
税務証明等の手数料の免除	税務証明等の交付における手数料について、減免を受けることができます。	市税事務所、区役所及び支所の税務窓口
住民票の写し等の証明書手数料の免除	住民票の写し等の証明書交付における手数料について、減免を受けることができます。	区役所(市民課) 支所(区民生活課)
介護保険料の減免	災害により保険料の減免を受けようとする者又は主たる生計維持者の居住する住宅・家財その他財産住家に被害があった場合、介護保険料の減免を受けることができます。 ・全壊、全焼、流失 保険料の全額を災害発生月から6月以内免除 ・半壊、半焼、床上浸水 保険料の半額を災害発生月から6月以内減額	区役所(福祉課) 支所(区民福祉課)
介護保険利用料の減免	災害により利用料の減免を受けようとする者又は主たる生計維持者の居住する住宅・家財その他財産住家に被害があった場合、介護利用料の減免を受けることができます。 ・全壊、全焼、流失 利用料の全額を災害発生月の翌月から6月以内免除 ・半壊、半焼、床上浸水 利用料の半額を災害発生月の翌月から6月以内減額	区役所(福祉課) 支所(区民福祉課)

【各種減免等】

制度名称	制度の概要	受付窓口
国民健康保険料の減免	災害により居住する家屋に被害があった場合、国民健康保険料の減免を受けることができます。 ・全壊、全焼、流失災害発生月から6か月以内の保険料の全額を減免 ・半壊、半焼、床上浸水災害発生月から6か月以内の保険料の半額を減免	区役所(保険年金課) 支所(区民福祉課)
国民健康保険被保険者にかかる医療費の一部負担金の減免又は徴収猶予	医療費の支払が困難な場合に、一部負担金を3月以内減免又は6月以内徴収猶予される場合があります。(収入要件あり) ※徴収猶予については、認知症等で判断能力不十分かつ身寄りの有無が判明できず、急患として医療機関等を受診し、直ちに医療費を支払うことができないときは、最長1年猶予することができます。	区役所(保険年金課) 支所(区民福祉課)
後期高齢者医療保険料の減免	災害により住家に被害があった場合、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。 ・全壊、全焼、流失 保険料の全額を12月以内免除 ・半壊、半焼、床上浸水 保険料の半額を12月以内減額	区役所(保険年金課) 支所(区民福祉課)
後期高齢者医療被保険者にかかる医療費の一部負担金の免除	災害により住家に被害があった場合、後期高齢者医療被保険者にかかる医療費の一部負担金の免除を受けることができます。 ・全壊、全焼、床上浸水 一部負担金を6ヶ月免除 ・半壊、半焼、床上浸水 一部負担金を3ヶ月免除 ただし、世帯主が市民税非課税若しくは市民税が減免されている場合又は生活保護法による要保護者である場合に限りします。	区役所(保険年金課) 支所(区民福祉課)
国民年金保険料の免除	保険料を納付することが著しく困難な場合に保険料を免除される場合があります。 (被保険者・世帯主・配偶者又はその世帯員が所有する住宅・家財その他財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、免除制度について特例あり)	区役所(保険年金課)、支所(区民福祉課)及び年金事務所
障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用料の減免	災害により住家に被害があった場合、障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用料の減免を受けることができます。 ・全壊、全焼、流失 利用料の全額を6月以内免除 ・半壊、半焼、床上浸水 利用料の半額を6月以内減額	区役所(福祉課)(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課)
地域生活支援事業(移動支援、デイサービス型地域活動支援、日中一時受入)の利用料の減免	災害により住家に被害があった場合、地域生活支援事業(移動支援、デイサービス型地域活動支援、日中一時受入)の利用料の減免を受けることができます。 ・全壊、全焼、流失 利用料の全額を6月以内免除 ・半壊、半焼、床上浸水 利用料の半額を6月以内減額	区役所(福祉課)(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課)
自立支援医療(精神通院)の自己負担額の減免	世帯の所得が大幅に減少する(見込みを含む)場合、所得状況に応じた所得区分を適用するなど、自己負担額が減免される場合があります。	区役所(福祉課)、支所(区民福祉課)

【各種減免等】

制度名称	制度の概要	受付窓口
自立支援医療(更生医療)の自己負担額の減免	世帯の所得が大幅に減少する(見込みを含む)場合、所得状況に応じた所得区分を適用するなど、自己負担額が減免される場合があります。	区役所(福祉課)、支所(区民福祉課)
自立支援医療(育成医療)の自己負担額の減免	世帯の所得が大幅に減少する(見込みを含む)場合、所得状況に応じた所得区分を適用するなど、自己負担額が減免される場合があります。	区役所(福祉課)、支所(区民福祉課)
補装具費の減免	世帯の所得が大幅に減少する(見込みを含む)場合、所得制限の取扱いの特例や負担上限月額適用など、自己負担額が減免される場合があります。	区役所(福祉課)、支所(区民福祉課)
未熟児養育医療給付事業の自己負担額の減免	世帯の所得が大幅に減少する(見込みを含む)場合、所得状況に応じた所得区分を適用するなど、自己負担額が減免される場合があります。	区保健センター(保健予防課)
社会福祉施設施設徴収金の減免	養護老人ホームの自己負担金の減免を受けることができます。	区役所(福祉課)、支所(区民福祉課)
名古屋市特定疾患医療給付事業の患者一部自己負担額の減免	世帯の生計中心者が個人市民税の減免を受けた場合に、患者一部自己負担額が減額される場合があります。	委託病院
愛知県特定疾患医療給付事業の患者一部自己負担額の減免	支給認定基準世帯員の個人市民税の減免により、市民税の所得割額に変動が生じた場合に、患者一部自己負担額が減額される場合があります。	区役所(福祉課)、支所(区民福祉課)
特定医療費支給認定事業の患者一部自己負担額の減免	支給認定基準世帯員の個人市民税の減免により、市民税の所得割額に変動が生じた場合に、患者一部自己負担額が減額される場合があります。	区役所(福祉課)、支所(区民福祉課)
小児慢性特定疾病医療費支給事業の患者一部自己負担額の減免	支給認定基準世帯員の個人市民税の減免により、市民税の所得割額に変動が生じた場合に、患者一部自己負担額が減額される場合があります。	区役所(福祉課)、支所(区民福祉課)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における公費負担医療受給者の自己負担限度額の減免	世帯の所得が大幅に減少する(見込みを含む)場合、患者自己負担限度額が減免される場合があります。	区保健センター保健予防課
保育料等の減免	保育料、児童福祉施設徴収金、児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援の利用料の減免を受けることができます。	区役所(民生子ども課・福祉課)、支所(区民福祉課)
心身障害者扶養共済掛金の減免	災害により住家に被害があった場合、心身障害者扶養共済掛金の減免を受けることができます。 ・全壊、全焼、流失 掛金の30%を6ヶ月減免 ・半壊、半焼、床上浸水 掛金の30%を3ヶ月減免	区役所(福祉課)、支所(区民福祉課)

【各種減免等】

制度名称	制度の概要	受付窓口
保健センターにおける手数料の免除	保健センターにおける手数料について、以下のとおり免除を受けることができます。 1 営業所、製造所等の施設等が被害を受け、事業継続のための復旧整備に伴い、改めて許可申請、登録申請、検査等を要する手数料について全額を免除 2 許可証明等を喪失したものに係る次の手数料について全額を免除 ・薬局開設許可証再交付手数料・薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料・薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料・医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売貸与業許可証再交付手数料・毒物劇物販売業登録票再交付手数料・衛生検査所登録証明書再交付手数料 3 各種許可検査等にかかる証明等を喪失したものに係る手数料について全額を免除 4 輸出証明書を喪失したものに係る輸出証明書発行手数料について全額を免除 5 犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票を喪失したものに係る次の手数料について全額を免除 ・犬の鑑札の再交付手数料・狂犬病予防注射済票再交付手数料	各区の保健センター
上下水道料金の減免	対象：床上浸水世帯または事業所 内容：被災日以降最初の検針水量から、5立方メートルまたは前年同期の使用水量との差水量の80%、いずれか多い方を控除し、料金を減額（基本料金以下には減額不可）。	上下水道局 東部営業センター（千種・東・中・守山・名東区） 北部営業センター（北・西・中村区） 西部営業センター（熱田・中川・港・南区） 南部営業センター（昭和・瑞穂・緑・天白区）
名古屋市入学準備金の返還猶予	災害により返還することが困難であると認められる場合に、借受者の申請に基づき、返還を猶予することができます。	教育委員会事務局学事課
市立高等学校授業料等の減免	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水による喪失もしくは損傷等の被害を受け、かつ学費の支弁が困難な市立高等学校学生は入学料の免除及び被害の状況に応じて授業料の半額又は全額の減免を受けることができます。（授業料の減免は、高等学校等就学支援金等の支給対象でない期間。）	各市立高等学校
市立大学授業料及び入学料の減免	災害により住家に被害があった場合、被災の程度に応じて市立大学授業料及び入学料の減免を行います。 ・家屋の流失又は半壊若しくは半壊以上 被災日の属する年度の翌年度の入学料及び被災日の属する学期の次学期の授業料の全額を免除 ・家屋の一部損壊若しくは部分焼又は床上浸水 被災日の翌年度の入学料及び次学期の授業料の半額を免除等	（入学料）市立大学学生課（入試担当） （授業料）市立大学学生課（学生支援担当）

【住まい・生活の支援】

制度名称	制度の概要	受付窓口
市営住宅の一時使用	災害により住宅に困窮することとなった方の一時的な居住の場として、市営住宅を提供します。 1 対象者 災害により住宅に困窮することとなった方 2 使用期間 2ヶ月以内 ※延長の場合あり 3 必要書類 ・区役所が交付する住民票 ・罹災証明書等	名古屋市住宅供給公社 管理課
災害復興住宅融資に係る相談窓口の設置	一定以上の被害を受けた住宅を建て替え・補修・再購入する際に利用できる独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関する相談窓口を設置します。 ※相談業務は住宅金融支援機構が行います	独立行政法人住宅金融 支援機構カスタマーセン ター
開発行為許可申請等手数料の免除	以下のとおり、開発行為許可申請等手数料の免除を受けることができます。 1 免除の対象 下記の(1)～(3)のすべてに該当する方が対象となります。 (1)災害により建築物または工作物に被害を受けた方 (2)被災した日から1年以内に開発行為の許可申請等を行う方 (3)原則、従前と同じ用途のもので規模が従前の1.5倍までのものの建築等をされる方 2 必要書類 (1)罹災証明書又は被災証明書(建築物または工作物の被害に限る)の写し (2)被災状況が確認できるもの (3)従前の建築物の用途・規模が分かる図書	住宅都市局開発指導課
宅地造成工事等許可申請手数料の免除	以下のとおり、宅地造成工事等許可申請手数料の免除を受けることができます。 1 免除の対象 下記の(1)～(3)のすべてに該当する方が対象となります。 (1)災害により、擁壁等に被害を受けた方 (2)原則、従前と用途が同じで規模が同程度である擁壁等の工事をされる方 (3)被災した日から1年以内に宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請を行う方 2 必要書類 (1)被災届出証明書等 (2)被災状況が確認できる現況写真 (3)従前の擁壁等の用途・規模が分かる図書	住宅都市局開発指導課

【住まい・生活の支援】

制度名称	制度の概要	受付窓口
住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限の部分の修理)	災害救助法に基づき、住家が大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼)、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住家の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する費用を負担します。 【対象者】住家が半壊等し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力により修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方 【修理箇所】台所、トイレ、居室、屋根等の日常生活に最低限必要な応急修理に限る 【費用の限度額】1世帯当たり757,000円以内(被害の程度による) 【期間】災害発生の日から3ヶ月以内 ※準備が整い次第実施予定	住宅都市局住宅企画課
被災建築物に対する相談	被災を受けた建築物の復旧等に関する一般相談を受付します。	住宅都市局建築指導課
母子父子寡婦福祉資金の貸付 名古屋市寡夫福祉資金の貸付	母子家庭や父子家庭、寡婦や寡夫を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。 住宅資金の貸付限度額の増加措置を行います。 現在住んでいる住宅を補修するために必要な資金で、家財の破損、住宅の半壊・全壊、土砂くずれなど特に必要な場合は200万円を限度に貸付を行います。 また、現在貸付を受けている方で支払期限に償還困難の場合、支払いが猶予されます。	区役所(民生子ども課)、支所(区民福祉課)
消毒薬剤の配布	災害により住家に被害があった場合に、消毒薬剤を配布します。 ・床上浸水 逆性石けん液500mlを希望する世帯に配布します。 ・床下浸水 床下や庭の消毒は原則不要ですが、逆性石けん液500mlを希望する世帯に配布します。	各区の保健センター(保健管理課、健康安全課)

【住まい・生活の支援】

制度名称	制度の概要	受付窓口
建築確認申請等手数料の免除	以下のとおり、建築確認申請等手数料の免除を受けることができます。 1 免除の対象 次のすべてに該当するもの (1) 建築物等に被害を受けた方 (2) 被災した日から1年以内に2の申請を行う方 (3) 原則、従前と同じ用途のもので規模が従前の1.5倍までのものの建築等をされる方 2 免除となる申請手数料 (1) 建築確認申請手数料、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料 (2) (1)以外の名古屋市建築基準法施行条例に基づく手数料(許可、認定申請手数料等) 3 必要書類 (1) 罹災証明書等の写し (2) 従前の建築物等の用途・規模等が分かる図書	2(1):住宅都市局建築審査課 2(2):住宅都市局建築指導課
災害ごみの処理について	・粗大ごみなど有料収集対象のごみであっても災害によって生じた家庭系ごみを無料で収集します。 ・災害ごみの処理についての相談を環境事業所で受付します。 ・災害ごみを処理施設へ自己搬入する場合には手数料の減免制度があります。原則、罹災証明書が必要です。ただし、取得が困難な場合は罹災の状況がわかる写真も可とします。	各区環境事業所
損壊家屋等の撤去(公費解体又は自費解体)	被災した家屋等を所有者に代わって名古屋市が解体を行う制度(公費解体)や所有者が解体した場合に費用が還付される制度(自費解体)については、国からの通知に基づいて行います。公費解体等が行われる場合は、公式ウェブサイト等でお知らせをさせていただきます。	環境局施設課
災害ボランティアについて	災害ボランティアについては、名古屋市社会福祉協議会のウェブサイトをご覧ください。 名古屋市社会福祉協議会では、今回の豪雨により床上浸水・床下浸水などの被害を受け、ボランティアの派遣を希望される方からの相談を受付いたします。	所管局:スポーツ市民局 市民活動推進センター ☎ 228-8039 受付窓口:名古屋市社会福祉協議会 ☎ 911-3180